

別記様式 5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	愛媛県公安委員会 第351号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	next
	主たる営業所が所在する市区町村	松山市
処 分 年 月 日	令和5年6月27日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第12条に基づく損害賠償措置義務違反のため。	
根 拠 法 令	自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項	
処分を行った都道府県	愛媛県	